

高度外国人材職業紹介事業者 募集要項

グローバル化を背景に、多くの中小企業が海外ビジネスを展開する中、現地の情報や商慣行に精通し、グローバルに活躍できる人材へのニーズが高まっています。東京都では、平成 27 年度より高度外国人材向けウェブサイト「東京で働こう」にて、東京で働く魅力の発信や、高度外国人材の職業紹介ノウハウを持つ有料職業紹介事業者の紹介を行っております。この度、ウェブサイトにて紹介する職業紹介事業者の募集を再び行いますので、是非ご応募ください。

※ 本事業における「高度外国人材」の定義…①職種：研究者やエンジニア等の専門職、海外進出を担当する営業職等②学歴：大学卒業以上③語学水準：日常会話レベルの日本語を話せること④在留資格：主に「技術・人文知識・国際業務」を取得している又は今後取得し得る能力を持っている外国人

◆募集期間

令和3年11月22日（月）～令和3年12月20日（月）

受付時間：持参の場合は、平日 10 時～17 時（祝日は除く）

郵送の場合は、締切日必着

◆申込先・問い合わせ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁 第一本庁舎北側 21 階北側
東京都 産業労働局 雇用就業部 就業推進課 人材確保支援担当
電話番号：03-5320-4628

応募要件・応募方法については裏面をご参照ください。

ウェブサイト「東京で働こう～TOKYO CAREER GUIDE～」とは？

◆海外在住の高度外国人材に「東京で働く魅力」を発信！

- 海外在住（主にアジア地域）の高度外国人材向けに、「働く都市」としての東京の魅力や、都内で働く外国人材のインタビュー等により外国人目線で紹介
- 東京の特色や生活するためのお役立ち情報も、多彩なコンテンツで掲載
- 都内中小企業への就業促進を図るため、高度外国人材のマッチングノウハウをもつ職業紹介事業者を紹介
- 手軽に見てもらえるように、スマートフォンにも対応

■ 応募要件

- (1) 都内に活動拠点があること。
- (2) 過去5年間に重大な法令違反がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等でないこと。
- (4) 企業等の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団並びに同条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税の額に滞納がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 青少年の健全育成上ふさわしくない事業を行っていないこと。
- (8) 職業紹介事業の許可取得・届出より3年以上経過していること。
- (9) 職業紹介事業に関連する法令を遵守していること。
- (10) 職業紹介事業許可要件における欠格事由に該当せず、過去3年以内に行政処分（業務改善命令、業務停止命令）を受けていないこと。
- (11) 高度外国人材に対する成約実績(※)を5件以上（過去3か年平均）有していること。
- (12) 海外（アジア諸国）1か国以上で職業紹介取扱ができること。（集計は法人単位で可）
(※)海外に在住している外国人が、新たに日本国内企業に就職した場合に限る。

■ 応募方法

ウェブサイト掲載要領（以下「要領」という。）に定める次の書類を添えて持参又は郵送により提出してください。なお、様式第3号の1～6は別途提示するメールアドレスにワードファイルでもご提出ください。

【応募書類】

- (1) 高度外国人材職業紹介事業者リストウェブサイト掲載申込書（様式第1号）
- (2) 高度外国人材を対象にした有料職業紹介の実施状況及び高度外国人材を対象にした有料職業紹介の都内における今後の取組方針（様式第2号）
- (3) 高度外国人材職業紹介事業者リストウェブサイト掲載内容記入用紙（様式第3号）
- (4) 職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレットなど）
- (5) 求職及び求人への申込方法など、業務運営が分かるもの
- (6) 個人情報の管理に関するもの（個人情報保護方針など）
- (7) その他都が必要と認める書類

注1) 郵送の場合は、封筒の表に「高度外国人材職業紹介事業者リストウェブサイト掲載申込」と記載してください。

注2) 書類の記載内容等について、都からヒアリングを行うことがあります。

注3) 受領した書類は返却しません。予めご了承ください。

※本募集要項のほか、要領等について以下のウェブサイトに掲載しておりますのでご参照ください。

【募集専用ウェブページURL：<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/jinzai/kakuho/gaikoku/>】

■ 応募結果

応募要件を満たしていれば原則ウェブサイトへ掲載します。また、掲載の可否は通知しません。予めご了承ください。

■ 掲載期限

掲載日から3年間

また、次のいずれかに該当することとなった場合は、掲載を終了する場合があります。

- (1) 職業安定法第32条の9に規定する許可の取消があったとき
- (2) 不正行為が認められた場合等（要領第8）の事由により、都がウェブサイト掲載を取り消したとき

※掲載途中に掲載基準（上記応募要件と同じ）が変更され、基準を満たせなくなった場合も掲載を終了させていただきます。

※事業終了時も掲載を終了させていただきます。